

神路憩の家運営規約

- 第1条 この建築は大阪市が神路地区(大阪市東成区大今里4丁目9-16番地)にS. 52年6月に竣工大阪市と借家契約をし神路地域活動協議会が統括し憩の家運営委員会が運営をする。
- 第2条 神路地区の住民を対象とする教養の向上や、レクリエーションの場とし、かつ神路地区住民の福祉向上を図るを目的とする。
- 第3条 憩の家使用者は原則として、神路地区在住の住民とし、必ず居住地の町会長の承認を受ける事。
(但し付則第4条1に準ずる)
- 第4条 憩の家の利用料金は、原則として有料とする。
(付則第4条1の規定に準ずる)
- 第5条 (1)憩の家の利用時間は原則として、午前10時より午後4時30分迄とする。

(2)原則として、日曜・祭日は休館とする。
但し利用者が特別な理由により使用する場合は、利用者が所属する町会長の承認を得て委員長の許可が必要とする。
- 第6条 憩の家の利用時間外の利用については、所定の申し込み書に所属町会長の承認を得て一週間前に提出をし、委員長の許可を得るものとする。
尚特定の目的を有する団体(政党、宗教団体等)又はこれに類する営利団体の利用は、使用不可とする。

第7条 憩の家運営委員会の委員は、次のものをもって構成する。

- (1) 神路地域活動協議会の構成員より、選出されたもの。
- (2) 神路地区社会福祉協議会、または憩の家運営委員会で、とくに推薦されたもの。

第8条 委員のうち次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 委員長 | 1 名 |
| (2) 副委員長 | 2 名 |
| (3) 会計委員 | 1 名 |
| (4) 監査委員 | 1 名 |
| (5) 常任委員 | 若干名 |

第9条 委員の任務は次の通りとする。

- (1) 委員長は、管理運営その他憩の家に関するすべてを統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 会計委員は、会計を司る。
- (4) 監査委員は、会計を監査する。
- (5) 常任委員は、運營業務に従事する。

第10条 委員の任期は2年とし、神路地域活動協議会理事の改選期に合わせる。再任はさまたげない。

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 運営委員会は、必要に応じて開催する。
(役員会、常任委員会)

第13条 事業、予算、決算報告等は、運営委員会の承認を得るものとする。

《付則1》 この規約は、平成10年7月1日、一部改正の上、常任委員会の承認を得て、実施する。

《付則2》 第4条 改訂 使用料金については、下記の通りとする。

1. 神路地域活動協議会に属する団体が主催する部会については無料とする。
但し、上記団体に属する者の私的利用については有料とする。

高齢者	有 料
連合・社協に属する団体 ※1	1, 000円
公共団体 ※2	2, 000円
同好趣味の団体	2, 000円
個人使用	3, 000円

《付則3》 この規約は平成18年4月1日、一部改正の上常任委員会の承認を得て実施する。

《付則4》 この規約は平成26年4月1付を以て役員及び規約の一部を改正し委員会の承認を得て実施する。

《付則5》 この規約は平成29年4月1日、一部改正の上運営委員会の承認を得て実施する。
使用料金について相談があれば役員会で協議のうえ変更することができる。
但し、運営委員会において決定事項を報告し、承認を得なければならない。

※1 女性会・母子会・母と子の共励会・環境・災害・防犯等各部会

※2 町会会議・班長会議等町会での使用時

《付則6》 この規約は令和2年4月1日、一部改正の上運営委員会の承認を得て実施する。

※1 神路老人憩の家→神路憩の家

※2 第1条、第7条(1)、第10条
神路地区社会福祉協議会→神路地域活動協議会

※3 第2条 神路地区の老人を対象→神路地区の住民を対象

※4 第5条(1) 一部改正(削除)

《付則7》 この規約は令和7年4月1日、一部改正の上運営委員会の承認を得て実施する。

火災被災者の一時避難場所として、下記の条件で提供することができる。

- ① 使用料金は無償とする。
- ② 使用期間は一週間までとする。
- ③ 災害備蓄品の提供は無しとする。
- ④ 受付窓口責任者は連合総務部長とする。
- ⑤ 被災者側の責任者は当該町会長とする。

神路憩の家運営規約

(令和2年4月1日改正)

神路憩の家運営委員会